

冬山登山の事故防止に関する通知における高校生等に関する記載

昭和33年度から昭和38年度

記載なし

昭和39年度

調査の結果によると事故者の50%以上が学生であることが明らかになっている。ことに最近は大学山岳部の事故が相つぎ多数の犠牲者を出している実情にかんがみとくに登山の一般的注意を厳守することはいうまでもなく、事前に計画書を学校に提出し、指導、指示をうけるとともに、実行にあたっては成年にありがちな血気にはやつて経験や技術、体力を無視した危険な登山をしたり、競争意識による無謀な山行をしないよう現に戒めること。なお、高校生の冬山登山はやめること。
(昭和39年12月16日通知)

昭和40年度

高等学校生徒の年齢では技術的にも体力的にも、また経験によって得られる判断力の点からいっても冬山における安全を確保することは、はなはだ困難である。高等学校登山(山岳)部の活動は、夏山を中心に行うべきで、冬期積雪期における登山については、経験豊富なよき指導者のもとで高さを求めず安全の確保ができる場所で、基礎的技術の登山訓練にとどめるべきである。この場合、事前に計画書を学校に提出させ、指導、指示をうけることはもちろんである。高等学校生徒の登山(山岳)部以外の山岳団体に所属する生徒についても上記に準じて指導するものとする。前項にのべたいづれの登山(山岳)部および団体に所属していないものは、冬山登山はやめるべきである。

(昭和41年1月6日通知)

昭和41年度から昭和51年度(※)

高等学校生徒については、技術、体力、経験等の面からみて冬山における安全を確保することは極めて難しいので、原則として冬山の登山は行わず、又冬山登山を行う場合にも、学校及び保護者の了解のもとに、指導者、その他の条件を整えた上で安全な場所での基礎的訓練の範囲にとどめよう。

(昭和51年11月30日通知)

昭和52年度から平成28年度(※)

高校生及び高等専門学校生(1年生から3年生まで)以下については、原則として冬山登山は行わないようご指導願います。
(平成28年11月28日通知)

(※) 当該期間における通知については、上記に掲げた文面とほぼ同様の内容が記載されている。